

ケーブルプラス電話サービス規約

(適用)

第1条 本規約は、岡山ネットワーク株式会社(以下「oni」といいます)と、「ケーブルプラス電話サービス契約約款」(以下「ケーブルプラス電話約款」といいます)ならびにoniが別に定める契約約款を承諾し、KDDI株式会社(以下「KDDI」といいます)がoniを介してケーブルプラス電話サービス(以下「ケーブルプラス電話」といいます)の提供を受ける者との間における、設備の設置、料金等の請求等について適用されます。

2. oniおよびKDDIがホームページその他の手段により通知する利用条件等に関する事項も本規約の一部を構成するものとします。

(規約の変更)

第2条 oniは、本規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

2. oniが別に定めることとしている事項については、臨時変更することがあります。

(契約の成立)

第3条 oniは、oniを通じ、ケーブルプラス電話の申込みがあったときは、KDDIが受けつけた順序に従って承諾します。

2. この場合において、ケーブルプラス電話の申込みをする者は、本規約を承諾のうえoni所定の申込書に所要事項を記入のうえ、oniに対し所定の工事申込みをし、oniがこれを承諾したときをもってoniと当該申込者との間で、本規約を契約内容とする工事に関する契約が成立します(以下契約成立後の当該申込者を「契約者」といいます)。

3. oniは、第2項の規定にかかわらず、次の場合には、申込みを承諾しないことがあります。

- ケーブルプラス電話接続回線(以下「電話接続回線」といいます)を設置し、または保守することが技術上困難なとき。
- 申込みをした者が、ケーブルプラス電話に係る料金(以下「電話サービス料金」といいます)または工事に関する費用その他oniに対する支払いを怠るおそれがあるとき。
- その他oniの業務の遂行上支障があるとき。
- ケーブルプラス電話を利用しようとする住所もしくは居所が、ケーブルプラス電話提供対象外の地域である場合。

(設備の設置)

第4条 契約者は、第3条規定に従い契約成立した場合は、本規約に基づき、oniが、ケーブルプラス電話の提供を受けるにあたって必要となる設備の設置を実施することにつき、承認したものとします。電話接続回線の引込、屋内配線、終端施設の設置に係る工事および保守等は、oni指定の機器、工法などにより、すべてoniまたはoniが指定する業者が行うものとします。

2. 電話接続回線の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます)または建物内等において、oniが電話接続回線、屋内配線および終端装置を設置するために必要な場所は、契約者から提供していただきます。

3. 施設の設置、撤去、保守等の工事、点検等を行うために必要があるときは、契約者の承諾を得て、契約者が所有するまたは占有する敷地、家屋、構造物等に立ち入り、またはこれらおよび電気・水等を無償で使用できるものとします。この場合において地主、家主、管理組合その他利害関係人があるときは、契約者はあらかじめその承諾を得ておくものとし、利害関係人との交渉に関して責任を負うものとします。

4. 契約者は、電話接続回線の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます)または建物内等において、oniの電気通信設備を設置するために構内交換機や管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

5. 共同住宅などの共聴施設により契約者がサービスを受ける場合は、別途協議するものとします。

6. 契約者は、oniが提供した終端装置を移動し、取り外し、変更し、分解し、もしくは損壊または線条その他の導体を接続しないこととします。

(工事費等)

第5条 契約者は、第4条の規定するところにより、oniが別に定める工事費(以下「工事費等」といいます)の支払を要します。原則として、工事完了後に施工したoni指定業者に直接支払うものとします。ただし、工事の着手前に本契約の解除またはその工事の請求の取り消し(以下この条において「解除等」といいます)があった場合は、この限りではありません。

2. 契約者は、工事の着手後完了前に解除した場合は前項の規定にかかわらず、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分についての支払を要します。この場合においての負担額は別途定めた実費相当額とします。

3. 契約者は、契約解除の場合、撤去費用として別に定める実費相当額を負担していただきます。また撤去に伴い、契約者が所有もしくは占有する土地、建物、構造物その他工作物等の復旧を要する場合でも、契約者がその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。

(KDDIに係る債権の譲渡等)

第6条 oniは、ケーブルプラス電話約款に定めるところにより、oniに譲り渡すこととされたKDDIの債権を譲り受け、契約者に対して当該債権を請求することを承認していただきます。この場合、oniならびにKDDIは、契約者への債権譲渡に関して個別の通知または譲渡承認の請求を省略することにつき承諾したものとします。

(料金)

第7条 第5条1項に定める工事費等は契約者負担とし、その額は別に定めることとします。またKDDIが提供する電話サービス料金はKDDIのケーブルプラス電話約款に定めるところによります。

2. 契約者は、KDDIがoniに債権譲渡した各月の電話サービス料金の支払方法は、oniが指定する口座振替もしくはコンビニエンスストアによる方法で、oniが指定する期日までに毎月支払を行うものとします。これ以外の方法により支払う場合は、双方の合意に基づく方法によるものとします。

3. 契約者は、oniが電話サービス料金の収納業務を収納代行会社に委託することがあることを承認していただきます。

4. 契約者が、電話サービス料金の支払いを不法に免れた場合は、免れた額(消費税相当額を加算しない額とします)の2倍に相当する額に消費税相当額を割増金として、oniが別に定める方法によりお支払いいただきます。

5. 契約者が、電話サービス料金その他の債務(延滞利息を除きます)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合で、翌月の支払期日を経過してなお、お支払いがない場合(oniが契約者のお支払いを確認できない場合を含みます)には、第1回目支払期日の翌日から支払金額に対し、支払いの日の前日までの日数について、実質年利14.5%(年当りの割合は、閏年の日を含む期間について365日当たりとします)の割合(1円以下端数は四捨五入とします)で計算して得た額を遅延損害金として、oniに対して、oniが別に定める方法によりお支払いいただきます。

6. 電話サービス料金はoniの債権となりますので、請求はoniからとなります。

(サポート)

第8条 契約者がケーブルプラス電話を利用できない場合は、契約者の設備・利用形態に問題がないことを確認のうえ、oniに対し申告していただきます。

2. 前項の申告に基づき、oniはoniおよびKDDIの設備の修理または対応(以下「サポート」といいます)のための手配を行います。ただし、利用環境・容態および申告の時間帯等により対応できないまたは相応の時間を要する場合があります。

3. 第1項の申告があるにもかかわらず、契約者の設備・利用形態に問題がある場合、ならびにoniまたはKDDIの責に帰すことのできない事由により、契約者がケーブルプラス電話を利用できない場合、oniは前項のサポートの責を負いません。

(契約の解除)

第9条 oniは、次の場合には、KDDIを通じ、その利用契約を解除することがあります。

- 契約者が、電話サービス料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないまたは支払わないおそれのあるとき。
- 契約者が、契約申込みに当たって、事実と反する記載を行ったこと等が判明したとき。
- oniが工事契約に基づいて設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊したまたはその設備に線条その他導体を接続したとき。
- 電気通信回線の地中化等、oniまたは契約者の責に帰すべからざる事由によりoniの電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難でケーブルプラス電話の継続が出来ないとき。
- 工事契約または契約者とoniとの間で成立した契約に違反し、または違反するおそれがある場合。
- 本規約またはケーブルプラス電話約款に違反した、または違反するおそれがある場合。
- その他oniの業務の遂行上支障があるとき。

なお、契約者は契約解除に伴い、債務の履行を免除されるものではありません。

(契約者が行う契約の解除)

第10条 契約者は、契約を解除しようとするときは、あらかじめそのことをoni所定の方法により通知していただきます。

2. 前項による契約解除の場合、oniは、oniに帰する設備等を撤去いたします。その場合、撤去費用として別に定める費用を負担していただきます。また、撤去に伴い、契約者が所有もしくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、契約者にその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。

(契約者に係る情報の利用)

第11条 oniは、契約者に係る氏名もしくは名称、電気通信番号、住所もしくは居所または請求書の送付等の情報を、本規約およびケーブルプラス電話約款に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。なお、業務の遂行上必要な範囲での利用には、契約者に係る情報をoniの業務を委託している者に提供する場合を含みます。

2. oniは契約者に係る個人情報と個人情報の保護に関する法律および、oniの「情報セキュリティ・個人情報保護に関する基本方針」に基づき、適切に取扱うものとします。

(承諾の限界)

第12条 oniは契約者から工事その他の請求があった場合において、第3条3項各号に該当する場合のほか、oniの業務遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その請求をした者に通知します。但し、この契約において別段の定めがある場合は、その定めによることによります。

(紛争の処理)

第13条 ケーブルプラス電話について、oniと契約者の間に紛争が生じた場合、岡山地方裁判所を第一審の管轄裁判所として解決を行います。

(定めなき事項)

第14条 本規約に定めなき事項が生じた場合、oniおよび契約者は、本規約の趣旨に従い、誠意をもって協議のうえその解決にあたるものとします。

附則

本規約は、平成26年4月1日から施行します。

岡山市北区新屋敷町1丁目1番18号

岡山ネットワーク株式会社

ケーブルプラス電話サービスに係る工事費等料金表

通則

1. 料金表の適用

料金表の適用については、oniが規定するケーブルプラス電話サービス規約ならびにKDDI株式会社が定めたケーブルプラス電話サービス契約約款によるほか次のとおりとします。

消費税相当額の加算	規約第5条、第7条および第10条の規定により支払いを要する料金表に規定する金額であり、消費税相当額を加算した額です。但し、将来において消費税率の変更がある場合は、本体金額に法定消費税相当額を付加するものとします。
-----------	--

2. 料金の支払方法

規約第7条	規約第5条、第7条および第10条の規定により支払いを要する料金表に規定する金額であり、消費税相当額を加算した額です。但し、将来において消費税率の変更がある場合は、本体金額に法定消費税相当額を付加するものとします。
-------	--

3. 工事費等(金額は税込表示)

3-1. 初期導入費用

項目	金額
幹線負担金	55,000円

*oniの施設を利用する場合に必要です。ただし、ご解約されても返金いたしません。

*キャンペーンの場合、上記で規定する金額について減額もしくは免除される場合があります。

3-2. 工事費

対象者	工事内容	単位	金額
CATV既加入者	追加工事	1 ケーブルプラス電話接続回線ごと	実費相当額
CATV未加入者	新規工事	1 ケーブルプラス電話接続回線ごと	実費相当額
ケーブルプラス電話申込者	取付費	EMTA 1台毎	実費相当額 (通常11,000円)
ケーブルプラス電話契約者	撤去工事	1 ケーブルプラス電話接続回線ごと	11,000円

*工事費は施工した業者に直接お支払いください。

*複数回の電話機をご利用の場合には別途見積りとなります。

*集合住宅等へ電話サービスを可能とするための工事費等は別途見積りとなります。

3-3. 手数料

KDDI(株)のケーブルプラス電話サービス約款ならびに重要事項説明書をご参照ください。

3-4. 利用料

KDDI(株)のケーブルプラス電話サービス約款ならびに重要事項説明書をご参照ください。

4. 弁済金

品 目	金額（消費税込）
EMTA	16,500円

※過失による破損および紛失の場合、または解約時に未返却の場合の加入者負担額です。これは契約の期間に拘わらず必要です。

※この料金表は令和3年4月1日現在のものです。

付 則

（実施期日）

この料金表は、令和3年4月1日より施行します。